

安全の手引き

平成 2 5 年 1 月
在イエメン日本国大使館

目 次

． はじめに	1
． 防犯の手引き	
防犯の基本的な心構え	2
最近の犯罪発生状況	2
当国の2010年における犯罪統計	2
傾向	2
防犯のための具体的注意事項	2
（１）住宅	2
（イ）住宅選定に当たっての留意事項	2
（ロ）住居の防犯心得	2
○錠の交換と鍵の管理	
○複数錠の設置	
○施錠の習慣化	
○警備員の雇用	
○防犯のアラームの設置	
○戸外照明と室内灯の点灯	
○避難室（パニック・ホーム）	
（ハ）外出時の防犯心得	4
○外出時の周囲の点検	
○所持品	
○服装	
○身分証明書等の携帯	
○夜間の外出	
（ニ）生活上の防犯心得	4
○来訪者	
○使用人	
○長期旅行	
○その他	
4．交通事情と事故対策	5
（１）交通事情	5
（２）交通事故防止のための基本的な心構え	6
（３）運転手の雇用	6
（４）自動車保険への加入	6
5．誘拐・テロ対策	6
（１）誘拐対策	6

(2) テロ事件	・ 7
(3) 一般的留意事項	・ 8
6 . 緊急連絡先	・ 8
7 . 緊急時の言葉 (アラビア語)	・ 8
. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル	
1 . 平素の準備と心構え	・ 9
(1) 連絡体制の整備	・ 9
(イ) 在留届 (変更届) の提出の励行	
(ロ) 緊急連絡先の確認	
(ハ) 身近な人との密接な連絡	
(ニ) 短波ラジオ等の準備	
(2) 緊急時携行品、非常用物資の準備等	・ 9
(イ) 旅券等	
(ロ) 緊急時携行品の準備	
(ハ) 備蓄	
(ニ) 自動車の整備	
(ホ) 航空券の準備	
(ヘ) 退避先の入国査証の早期入手	
(3) 一時避難場所及び緊急時避難先	・ 10
(イ) 一時避難場所の検討	
(ロ) 緊急時退避先への集結	
2 . 緊急時の行動	・ 11
(1) 心構え	・ 11
(2) 情勢の把握	・ 11
(イ) 当館からの連絡	
(ロ) 公共放送機関からの情報収集	
(3) 大使館への通報等	・ 11
(4) 国外への退避	・ 11
(イ) 自主避難	
(ロ) 当館からの「退避勧告」があった場合	
(ハ) 一般商業便の運行がなくなった場合	
(ニ) 当館から退避または国外退避のための集結を勧告された場合	
. おわりに	
別添 緊急避難場所 (大使館) 所在地地図	

安全の手引き

はじめに

1. 現在のイエメンの治安情勢に鑑み、日本外務省よりイエメン全土につき「退避を勧告します。渡航は延期してください。」との危険情報が発出されており、イエメンにおいていわゆる在留邦人や短期渡航者は想定されていませんが、本稿は平常時に戻った際に渡航・滞在を検討される方の便宜のため執筆したものです。退避・渡航延期勧告に沿って行動されることを強くお勧めします。
2. イエメンに渡航・滞在する外国人の安全を脅かす政治・治安上の大きな要因は次の3点に集約されます。最新情報に注意してください。

(1) 政治上の不透明

イエメンでは、2011年初めサーレハ大統領(当時)を支持する陣営と同大統領の退陣を求める陣営の衝突によりイエメン危機が発生しました。同年11月、国際社会の仲介により両陣営は政治解決を目指すことに合意し、新しい国家体制造りに着手することになりました。2012年2月、暫定政権を担うハーディ大統領が就任し、軍事衝突の可能性は遠のき、治安情勢は改善していますが、未だに見通しは不透明です。

(2) テロ組織の活動

イエメンに拠点をおくテロ組織「アラビア半島のアル・カイダ」(以下AQAP)は、2011年イエメン危機に伴う治安上の空白を突き、イエメン南部諸都市を支配下におきましたが、ハーディ政権下政府軍は米国等の協力を得て、掃討作戦を本格化させ、南部諸都市からAQAPを駆逐しました。拠点を失ったAQAPは、南部諸州、山岳部に分散・逃走しましたが、現在も都市部に構成員を潜入させて軍・治安当局者の暗殺等のテロ活動を繰り返しています。

(3) 外国人誘拐

部族勢力やAQAPによる外国人誘拐もしばしば発生しています。2012年中に外国人誘拐事件11件が報告されており、うち3件(3月14日発生のスイス人語学教師誘拐事件、3月28日発生のカウジアラビア総領事館副領事誘拐事件、12月21日発生フィンランド人等誘拐事件)は現時点でも未解決のまま人質となった外国人の拘束が続いています。部族勢力に誘拐されたものの、金銭と引き替えにAQAPに身柄を引き渡され、事件解決が長期化する傾向が目立っています。

平成25年1月23日

防犯の手引き

1．防犯の基本的な心構え

安全確保の基本は、「用心を怠らない」、「行動を予知されない」、及び「目立たない」の3つとされています。ここイエメンでこれらの原則を守ることができたとしても、時には不測の事態に巻き込まれ、生命の危険にさらされるおそれもあります。そのような不測の事態に巻き込まれることを避けるためにも、危険を事前に「予防」することこそが最も大切で基本的な「危機管理」です。「備えあれば憂いなし」で、常に最悪の事態を想定し、日頃から物心両面の準備を行い万全の対策を講じるよう心がけてください。

2．最近の犯罪発生状況

(1) 当国の2010年における犯罪統計

殺人事件	1122件	強盗事件	509件
誘拐事件	163件	侵入等事件	1566件
窃盗(自動車盗)	983件		

(2) 傾向

殺人事件及び誘拐事件以外の一般犯罪については、人口10万人当たりには換算した発生率では日本と同程度ですが、殺人事件については日本の約6倍、誘拐事件については日本の約5倍と、いずれも日本に比べて高い発生率となっています。また当国の特徴の一つとして、銃器が市民に広く浸透しており、これら銃器がイエメン人同士の争いに使用されるケースが多々存在することから十分な注意を要します。

イエメン政治危機を受けて治安当局の取り締まり能力には低下が見られ、国民生活も疲弊の度合いを深めていることから、2012年犯罪件数は増加しているとみられ、更なる注意が求められます。

この他、旧市街周辺を中心とする観光客が多数集まる場所では、すり、置き引き、ひったくり、痴漢などの犯罪も発生しています。身の回りの荷物から目を離さず、警戒心を持って、犯罪被害を防いでください。

3．防犯のための具体的注意事項

(1) 住宅

(イ) 住宅選定に当たっての留意事項

- 安全で平穏な生活を確保するために、周囲の環境の良い、安全性の高い地域を選定することが重要です。安全確保を最重要点とし、他人任せにせず、自分で物件を調査し、安易に妥協しないで選ぶことが大切です。普段からイエメンの治安情勢や対日感情に関して自分なりに知識を得る努力を行い、関係者から事前に情報を得ることが重要です。
- 住居の安全性の目安

(独立家屋の場合)

- ・外壁の高さが3メートル以上であること
- ・外壁に忍返し(鉄条網)を備えていること
- ・外壁上に照明装置が付いていること
- ・外壁は、敷地内が容易に見渡すことのできない構造であること
- ・外壁の近くに電柱や大きな樹木がないこと
- ・周囲の住宅と比較して目立ちすぎないこと

(集合住宅の場合)

- ・出入者(車)の管理が十分行われ、且つ、信頼できること
- ・敷地の周囲が道路等から容易に侵入できない外壁等に囲まれていること
- ・住居入口は鉄製等の強固なドアとなっていること
- ・室内からの避難設備を有していること

(口)住居の防犯心得

○ 錠の交換と鍵の管理

新規に住宅を借り上げた際には、入居前に必ず錠の交換を行い、全て自分で管理することが重要です。また、鍵の紛失には十分注意しなくてはなりません。特に、住所を特定できるようなもの(手帳、電話番号帳、住所録等)と一緒に鍵を紛失したときには、直ちに錠を交換する必要があります。

家族に鍵を引き渡す際には直接手渡しすることを励行し、鍵を郵便ポストに置いておく等の措置はお勧めしません。

○ 複数錠の設置

玄関ドアには複数の施錠設備を設けることは日本のみならず海外でも有益です(ワンドア・ツーロック)。また、可能な限りドアに覗き窓やチェーン、補助錠を取り付けるなど、来訪者が簡単に住宅内に入り込めないようにしましょう。

○ 施錠の習慣化

外出時はもちろん、家屋内に居る時にも必ず玄関ドア・窓に施錠する習慣をつけましょう。

○ 警備員の雇用

一戸建て住宅の場合には、警備員を雇用することをお勧めします。警備員を雇用することで、来客等の第一次的対応や敷地内の巡回により安全を確保することができます。旅行などで自宅を不在にする際も不審者の侵入を防ぐことができます。

○ 防犯アラームの設置

玄関ドアに防犯アラームを設置し、外出時に何者かが侵入しようとした際に作動するようにしておくことも、防犯上有効な方策といえます。

○ 戸外照明と室内灯の点灯

夜間の家屋周辺の照明は、侵入を心理的に抑制する効果があると言われていま

す。家屋の周辺は明るくしておくように努めましょう。また、外出時・就寝後であっても、家屋内の一部照明を点灯させておくことも防犯上効果的です。

- 避難室（パニック・ルーム）

寝室に施錠設備を増設するなど、有事の際に避難室として活用できる部屋を設けることも重要です。

（八）外出時の防犯心得

- 外出時の周囲の点検

外出する際には、施錠の状況を必ず点検するようにしましょう。また、周囲に目を配り、家の様子を窺っている者はいないか点検することも重要です。

- 所持品

多額の現金や貴重品を持ち歩かないようにしましょう。繁華街等ではスリ・ひったくり等に注意する必要があります。ひったくりから被害を予防する手段としては、

- ・ カバンを手で所持する場合は、必ず車道と反対側の方の手で荷物を持つことを心がけてください。
- ・ 肩掛けカバンの場合には、カバンをたすき掛けにして所持するようにし、容易にひたたくられないようにすることが肝要です。
- ・ 多額の現金を所持する必要がある場合には、一カ所に固めて所持するのではなく、分散させて所持することも有効です。

- 服装

イスラム教国ということもあり、特に女性は、派手な服装や肌の露出、体の線が強調されるような服装は避けるべきです。また、高価な装身具を人目に付くように身につけることも防犯上は控えた方が良いでしょう。

- 身分証明書等の携帯

外出の際、警察官に身分証明書の提示を求められることもあるので、身分証明書や運転免許証など身分を証明するものを必ず携帯しましょう。紛失を避けるため、これらのコピーを持ち歩くのも一つの方法です。

- 夜間の外出

当地の治安状況上、原則、夜間の外出は控えてください。

（二）生活上の防犯心得

- 来訪者

来訪者があった場合には、覗き窓・インターホン等を有効に活用して、必ず誰であるかを確認した上で、玄関（門）を開けましょう。警備員がいれば一次的に対応させるのがよいでしょう。

- 使用人

雇用に当たっては、信頼できる人物から紹介を受けるなど、安易に使用人を雇

わないようにすることが大切です。また、パスポート等で身元確認（ＩＤ等）を
しっかり行うことも重要です。

- 長期旅行

休暇等で長期間留守にする場合には貴重品の管理を徹底するとともに、確実に
自宅の施錠を行いましょう。友人、知人等信頼のおける人に時々見回って貰うよ
うお願いしておくのも良いでしょう。また、当国では電気関係のトラブルが多く、
不在中の火災防止のため、電源は必要不可欠なものを除き、抜いておくのが賢明
です。

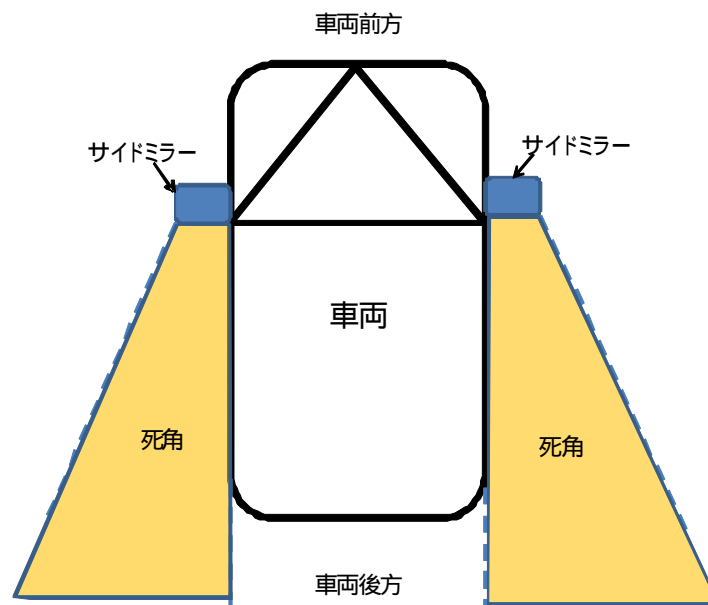
- その他

帰国あるいは引っ越し等に伴う「家具や電化製品の取り付け」や「売却」等に
際しては、女性一人だけで対応することなく、家族、友人、家主等の立ち会いを
求め、かつ、必要最小限の作業員しか室内に入れないようにしましょう。

４．交通事情と事故対策

（１）交通事情

２０１０年の交通事故死者数は２９５９人であり、日本と比べて人口１０万人あた
り約４倍となっています（日本における２０１０（平成２２）年中の交通事故死亡
者数は４８６３人）。交通マナーはほぼ皆無であり、信号無視、速度超過、逆走、
無理な割り込み、右左折時の方向指示器不使用等枚挙にいとまがなく、道路を歩い
て通行する際には、細心の注意が必要です。また、前照灯をつけずに走行する車両
もあることから、夜間での徒歩での外出はこれら交通事故予防の観点からも控えて
ください。また下図のように車両の斜め後方は車両運転上の死角となっており、目
視で確認しないことには、この死角内にいる歩行者や車両に気づくことは極めて困
難です。当地では、サイドミラーの無い車両も多数散見されることから、更に走行
車両の周囲を歩行する際には細心の注意が必要です。



また、軍関係車両（ベージュと赤のツーストライプのナンバー）や警察関係車両（紺地に白文字ナンバー）、タクシー（黄色ナンバー）は無謀な追い越し・急停車等の乱暴な運転をするので、注意が必要です。

特にカート（覚醒作用のある薬）売り場の周辺は非常に混雑している上、人々の関心がカートに集中していることから、カート売り場周辺への徒歩での散策等は控えてください。また、車両で通行する際には、カート売り場周辺に接近しないことが最善ですが、対向車及び周囲車両の無理な割り込み、急停車、逆送等には十分に注意してください。

現在の治安状況に鑑み、サヌア市内から他都市及びサヌア郊外への移動は控えてください。サヌア市内においても交通量の多い旧市街・タハリール広場・チェンジスクエア・サヌア大学・ハサバ地区への運転及び夜間の運転は極めて危険ですので控えてください。

（２）交通事故防止のための基本的心構え

事故防止と事故時の被害を最小限に食い止めるためには、シートベルトを着装し、スピードを控えめに車間距離を十分に取るよう注意していただくとともに、常に自分の車の前後左右に関心を持って、慎重な運転を心掛けてください。

万一事故を起こしてしまった場合には、負傷者の救護を第一に、警察への事故発生報告、目撃者の確保等日本における対応と同様な措置を行い、さらに相手方とコミュニケーションのとれる友人等と至急連絡を取ることが必要です。

また、死亡事故等大きな事故の場合、その場に残ることが危険な場合もありますので、そのような場合は大至急大使館と連絡を取り、決して１人で対応しないように注意して下さい。

（３）運転手の雇用

当国の交通事情等を考えると、道路事情に精通した運転手を雇用することを考慮すべきです。事故の場合にも直接的責任を回避できますし、相手方や警察との交渉にも自分だけで当たるより安心できます。

（４）自動車保険への加入

当国の交通事故では、外国人が被疑者の場合は法外な賠償金を請求されることがあります。自動車保険に加入しておく和不慮の交通事故の際の経済的負担の面で安心できます。自動車保険は補償の範囲によって金額が異なりますが、自車の損害はもちろん、第三者への損害等についても総合的に補償される保険に加入することをお勧めします。

５．誘拐・テロ対策

（１）誘拐対策

２０１３年１月現在、イエメンでは、外国人を対象とした誘拐事件がサヌア市内・

市外を問わず散発しており、日本人の場合としては、２００９年１１月にサヌア州において邦人技師１名が誘拐（８日後無事解放）、２００８年５月にはマアリブ州において日本人観光客２名が誘拐（８時間後無事解放）される事件が発生しています。

犯行の目的は、政府に拘束されている部族民の釈放要求といった個別の目的が多いですが、最近の傾向としては、部族民が外国人被拐取者をＡＱＡＰに引き渡す（転売する）ケースも発生しています。

２０１２年中に発生した外国人を狙った誘拐・襲撃事件として、以下の事件が発生しています。

- ・２０１２年３月１４日 ホデイダ州におけるスイス人語学教師誘拐事件（未解決）
- ・２０１２年３月１８日 タイズ州における米国人語学教師殺人事件
- ・２０１２年３月２８日 アデン州におけるサウジアラビア総領事館副領事誘拐事件（未解決）
- ・２０１２年４月２１日 ホデイダ州におけるフランス人国際機関職員誘拐事件
- ・２０１２年５月１日 ハドラマウト州におけるフランス人石油会社社員襲撃事件
- ・２０１２年５月１４日 サヌア市内における駐イエメン・ブルガリア大使襲撃事件
- ・２０１２年５月２０日 ホデイダ州における米国人軍事専門家襲撃事件
- ・２０１２年７月２９日 サヌア市内における駐イエメン・イタリア大使館外交官誘拐事件
- ・２０１２年１１月２日 サヌア市内におけるフィリピン人会社員誘拐事件
- ・２０１２年１２月２１日 サヌア市内における外国人３人（フィンランド人２人、オーストリア人１人）誘拐事件（未解決）
- ・２０１２年１２月２３日 サヌア市内におけるフィリピン人看護師誘拐事件

イエメンでの誘拐対策としては、以上のようなサヌア郊外への旅行を極力避けることは勿論のこと、サヌア市内においても同様の事件が発生していることから、人の集まる繁華街へはなるべく近づかない、外国人同士で徒歩で散策しない等、外出にあたっては細心の注意を払う必要があります。

（２）テロ事件

２０１２年５月２１日、サヌア市内サバイーン通り広場における国軍兵士に対する自爆テロ事件の発生により１００人超の死傷者が出ています。

同年７月１１日、サヌア市内警察学校に対する自爆テロ事件が発生し、同校生徒及び一般市民を含む数十人が死傷しました。

同年９月１１日には、サヌア市内首相府近くにおいて国防相の車列を狙った車両爆弾によるテロ事件が発生し、国防相警護員６名を含む８名が死亡する事件が発生しています。

この種の事件に巻き込まれることを回避するためには、政府関係施設や欧米関係の大使館・施設、ショッピングセンター、レジャー施設などの欧米人が集まりやすい場所への立ち寄りをできるだけ避けることが効果的ですが、仮にテロ事件に遭遇した場合は、「一刻も早くその場を離脱する」ことが最も重要です。

(3) 一般的留意事項

- 通勤、買い物等で自宅を出る際は、定時の出勤や外出、決まった経路は避ける。また、外出先・帰宅予定時刻は必ず家族等に告げておき、変更があったときも連絡する。自分や家族の行動を見知らぬ人に知らせない。
- 車両の乗降の際には周囲に十分注意し、不審者(車)がいないかを点検確認する。乗車時には車内外及び鍵穴を点検し、特に爆発物が設置されていないかなどを点検する。
- 路上での長時間駐車は避け、極力車庫に入れる。短時間の駐車であっても窓を閉め、ドアを必ずロックする。
- ヒッチハイカーや見知らぬ人を絶対に乗車させない。乗車中は全てのドアをロックする。
- 運転中も周囲に気を配り、尾行されていると感じたら、警察署、官公庁、外国公館、主要交差点等で警備に当たっている警察官に助けを求める。
- 自分自身、家族、自宅及び事務所の写真は不必要に撮影させない。
- 旅券、連絡先リスト、病歴、血液型、常用薬名・入手方法等を常時整理しておき、家族、信頼できる友人に所在を知らせておく。
- 万一誘拐に遭遇したら
 - ・ 犯人を挑発しない。
 - ・ 救出されることを信じて冷静に行動する。
 - ・ 相手に家族、友人、会社のことを話さない。
 - ・ 可能であれば、連行途中の道筋、道路や建物の特徴、移動時間、方向、距離等を記憶しておくほか、臭い、物音を含む外界の動きに注意を払う。
 - ・ 犯人とある種の相互理解の雰囲気を作ると有利になる。

6. 緊急連絡先

- 在イエメン日本国大使館
TEL 423700(木・金休館)
休日・夜間(領事携帯)(TEL 737700327、736003383)
- 警察 199
- 交通警察 194
- 消防 174

7. 緊急時の言葉(アラビア語)

- ・ 泥棒 = ハラーミー、サーレク、ルッス

- ・助けて = ウングズーニー、アシティ・ムサーアダ
- ・警察 = シュルタ、ポーリス
- ・救急車 = イスアーフ
- ・電話はどこ？ = アイナ・テレフォン
- ・○○に電話して欲しい= イッタシル・ビ・○○
- ・○○番に電話したい = アシュティ・テレフォン・ラコム○○
- ・私の家に泥棒がいます= ハラーミー・フィー・バイティー
- ・泥棒が逃げました = ハラバ・ハラーミー
- ・私の家が火事です = フナーカ・ハリーク・フィー・バイティー

在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

(イ) 在留届(変更届)の提出の励行

在留届は、在留邦人の皆さんの安全対策のための基礎資料となるものですので、届出内容は実態に則した正確なものであることが必要です。在イエメン日本国大使館では、長期滞在(3ヶ月以上)の目的でイエメンへ入国した方々に在留届の提出をお願いしています。また、届出内容に変更(引越や電話番号の変更等の異動)があった場合にも速やかに当大使館(領事担当)に御連絡下さい。

(ロ) 緊急連絡先の確認

連絡先に誤りがある場合、または引越等で電話番号等に変更があった場合には速やかに当大使館(領事担当)に御連絡下さい。長期間不在にする場合等にも事前に御連絡ください。

(ハ) 身近な人との密接な連絡

緊急事態はいつ起きるとも限りません。そのような場合に備え予め家族間、企業内での緊急連絡方法につき決めておいて下さい。また、お互いに所在を明確にしておくようにして下さい。

(ニ) 短波ラジオ等の準備

緊急事態発生の際には、当館からできる限り密に情報を提供する予定ですが、電話回線が使用できなくなる場合も十分考えられますので、NHK海外放送等により、必要な連絡を行うことがあります。可能であれば短波放送の受信可能なラジオ(予備電池もお忘れなく)をお手元に準備しておいて下さい。また、状況により当館から携帯無線機の貸出しを行い、皆様との連絡手段を確保します。

(2) 緊急時携行品、非常用物資の準備等

(イ) 旅券等

旅券、現金、貴重品、クレジットカード等最低限必要なものは、いつでも持ち出

せるよう、予めまとめて保管しておいて下さい。

緊急事態が発生すると、生活必需品を含めあらゆる物価の高騰が予想されます、場合によっては、国外脱出のための資金も必要となる場合があります。このような事態に備え、最低１ヶ月程度は生活できるイエメン・リアル貨及び国外脱出のための航空券購入に必要な外貨（米ドル等）を手元に用意しておくことをお勧めします。

（ロ）緊急時携行品の準備

移動（国外脱出を含む。）を必要とする場合に備え、次のようなものを普段から準備し、小型のバッグやリュックサック等、移動に便利な鞆に詰めておくことが大切です。

○ 衣類

- ・ 衣 類～行動しやすく、寒暑に耐えられ、華美にわたらないもの
- ・ 履 物～履き慣れた、丈夫で行動しやすいもの
- ・ その他～帽子、軍手等

○ 食料品等

- ・ 食料品～乾パン、缶詰、レトルト食品その他の保存食品
- ・ 飲料水～ミネラル・ウォーター、水筒
- ・ その他～簡易料理器具、缶切、割箸、プラスチック製食器等

○ その他

短波ラジオ、懐中電灯（予備電池）、ローソク、ライター、常服薬、救急医薬品、タオル、ティッシュ、生理用品、毛布等

（ハ）備蓄

緊急時には、一定期間自宅での待機を余儀なくされることも予想されますので、非常用食料、医薬品、燃料等を最低限１０日分くらいは備蓄しておいて下さい。

（ニ）自動車の整備

いざという時にいつでも利用できるよう、自動車は常に点検整備を怠らないとともに、ガソリンの残量にも常に気をつけて下さい。

（ホ）航空券の準備

いざという時のために、オープンの航空券を所持していることも一案です。この場合、その都度フライトの予約をしなければならないことにご注意下さい。

（ヘ）退避先の入国査証の早期入手

退避を検討する際には、どこの国に出るか、出国先での入国査証は必要かなどを事前に調べて下さい。退避先国の入国査証が必要な場合には早めに準備願います。なお、フランクフルト（ドイツ）、イタリアについては、入国査証は不要です。サウジアラビアは入国査証が必要となります。

（３）一時避難場所及び緊急時避難先

（イ）一時避難場所の検討

内乱等による戦闘、騒乱が発生した場合は、常に周囲の状況に注意を払い、危険な場所に近づかないことを心掛けて下さい。不測の事態が発生した場合の避難場所については、日頃から検討・準備し、家族間でも相互に確認しておくことが大変重要です。

(ロ) 緊急時退避先への集結

緊急事態発生時の状況に応じて、当館から緊急時避難先への集合をお願いすることがありますので、場所の確認とともに、そこへ至るルートについてあらかじめ検討しておいて下さい。

緊急時避難先は原則として大使館としますが、周囲の状況から大使館を集合場所とすることに問題があると認められる場合には、大使公邸や大規模ホテルに変更することもあります。

2. 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し、または発生する恐れのある場合には、在イエメン日本国大使館では在留邦人の保護に万全を期すため、必要な情報の収集、情勢判断及び対策の策定を行い、必要に応じて随時在留邦人の方々に各種情報を通報します。不測の事態が発生した場合は、努めて平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に惑わされることのないようご注意下さい。

(2) 情勢の把握

(イ) 当館からの連絡

当館からの連絡については、電話利用が可能な場合は直接皆様のご自宅あるいは携帯電話へご連絡します。電話利用が不可能になった場合は、携帯型の無線機を皆様に貸与し、通信を確保します。

外務省からは、緊急時に短波ラジオ放送により各種情報の提供も行いますので、短波ラジオの準備をお願いします。なお、緊急時の短波放送は、NHKラジオ日本の日本語放送開始10分前及び同放送終了直後に、当該放送の周波数にて行います。

日本語放送の周波数は在イエメン日本国大使館にご確認下さい。

(ロ) 公共放送機関からの情報収集

緊急事態発生の際には、現地、海外報道、衛星放送テレビ等から幅広く情報収集を行うよう各自で心掛けて下さい。

(3) 大使館への通報等

自主的に国外に脱出する場合、または次のような情報を把握された場合は、直接在イエメン日本国大使館へご連絡下さい。

- 居住地付近での混乱、危険の発生など、危険地域に関する情報
- 特に自分や家族の生命、身体、財産に対する危害に関する情報

(4) 国外への退避

(イ) 自主退避

各自または派遣先の会社等の判断により自主的に当国から退避する場合には、その旨事前に当館にご一報いただくとともに、大使館への連絡が困難である場合には、退避後速やかに退避先の我が国在外公館、または日本の外務省海外邦人安全課等へ通報するようお願いいたします。

(ロ) 当館から「退避勧告」があった場合

一般商業便が運行している間にできるだけ早く国外へ退避して下さい。

この場合、便名、同行者名等を必ず大使館へ通報願います。

(ハ) 一般商業便の運航が無くなった場合

臨時便の利用、あるいはチャーター便の手配等により退避してください。状況によっては、陸路あるいは海上ルートを利用して脱出する事態も予想されます。

いずれの場合も大使館と連絡を密に取り、冷静に行動して下さい。

(ニ) 当館から退避または国外退避のための集結を勧告された場合

大使館から指定された緊急時避難先に速やかに集合して下さい。その際、同避難先で暫くの間待機していただく場合も予想されますので、緊急携行品（上記 . 1 .

（ 2 ）参照）を持参して下さい。

他方、緊急時には自分及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にして下さい。また、状況によっては、当館にて同避難先への交通手段を手配します。

おわりに

在イエメン日本国大使館では、イエメンに滞在する皆様の安全の確保のため、常に情報の収集と緊急事態に備えての準備を行っています。本手引きは、イエメンに在留する邦人の皆様や短期滞在を目的としてイエメンを訪れる方々が、安全に生活あるいは滞在するために必要な心構えや注意事項を取りまとめたものです。今後とも皆様からのご意見・ご指摘を頂きながら、本手引きを更に充実させていきたいと考えています。